

滋賀県の情報公開・個人情報保護

平成30年度 運用状況報告書

滋 賀 県

目 次

【情報公開制度編】

I	滋賀県の情報公開制度	1
1	はじめに	1
2	情報公開制度のあらまし	1
	(1)公文書公開制度	1
	(2)情報公開の総合的な推進	3
II	平成30年度の情報公開制度の実施状況	5
1	公文書公開制度	5
	(1)公文書公開請求の件数(受付場所別・請求手段別)	5
	(2)公文書公開請求の請求者	5
	(3)公文書公開請求の処理状況	6
	(4)非公開理由の内訳	10
	(5)審査請求、情報公開審査会の審議および実施機関の処理の状況	10
2	情報提供制度	14
	(1)情報提供の状況	14
	(2)県刊行物の有償頒布制度	16
3	出資法人の情報公開	18
	(1)出資法人の情報公開制度の対象となる出資法人の範囲	18
	(2)出資法人に対する異議の申出の処理状況	19
4	指定管理者の情報公開	20
	(1)指定管理者の情報公開制度の対象となる指定管理者の範囲	20
	(2)指定管理者に対する異議の申出の処理状況	22
資料		
	情報公開制度施行31年間の推移(昭和63年度～平成30年度)	23
1	公文書公開請求の処理状況	23
2	審査請求(不服申立て)の処理状況	24
3	県民情報室・行政情報コーナー・警察県民センター利用者数	25
4	情報提供の状況	26

【個人情報保護制度編】

I	滋賀県の個人情報保護制度	27
1	個人情報保護制度の目的	27
2	個人情報保護制度の概要	27
(1)	条例の特徴	27
(2)	県の取り扱う個人情報の保護	27
(3)	事業者の保有する個人情報の保護	29
II	個人情報保護条例の運用状況	30
1	個人情報取扱事務の登録状況	30
2	保有個人情報の開示請求	30
(1)	開示請求の処理状況	30
(2)	不開示理由の内訳	32
(3)	口頭による開示請求(簡易開示)	33
3	保有個人情報の訂正請求	33
4	保有個人情報の利用停止請求	33
5	審査請求、個人情報保護審議会の審議および実施機関の処理の状況	33
6	実施機関に関する苦情処理	35
7	事業者に関する苦情相談	35
	資料	
	[資料1]個人情報保護制度施行24年間の推移(平成7年度～平成30年度)	37
1	各請求の処理状況	37
2	審査請求(不服申立て)の実施機関の処理状況	40
	[資料2]簡易開示(口頭による開示請求)を行うことができる個人情報(平成30年度)	41

情報公開制度

I 滋賀県の情報公開制度

1 はじめに

滋賀県では、県民参加による身近で開かれた県政を推進するための仕組みの一つとして、昭和 62 年 10 月に「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を制定して、昭和 63 年 4 月から公文書公開を実施してきました。平成 12 年 10 月には、地方分権の進展や行政運営の透明性の向上、説明責任がより一層求められるようになってきたこと、また、国においても情報公開法が制定されたことなどを踏まえ、「滋賀県公文書の公開等に関する条例」の全面的な見直しを行い、「滋賀県情報公開条例」（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下、本編において「条例」という。）を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から施行しています。

県では条例前文にも示されている、「県の保有する情報は県民の共有財産であり、公開が原則である」という理念に則って、「公文書公開制度」と「情報公開の総合的な推進」を二つの柱として情報公開を進め、県政運営の透明性の確保に努めながら、県民の皆さんと情報を共有して協働による県政を進めていくこととしています。

2 情報公開制度のあらまし

(1) 公文書公開制度

公文書公開制度は、実施機関の保有している公文書を公開請求に基づき公開する制度で、情報公開制度の中心となるものです。

ア 公文書公開制度を実施する機関 [条例第 2 条第 1 項]

- 知事 ■議会 ■教育委員会 ■選挙管理委員会 ■人事委員会
- 監査委員 ■公安委員会 ■警察本部長 ■労働委員会 ■収用委員会
- 海区漁業調整委員会 ■内水面漁場管理委員会 ■公営企業管理者
- 病院事業管理者 ■県が設立した地方独立行政法人（公立大学法人滋賀県立大学）

イ 公開請求の対象となる公文書 [条例第 2 条第 2 項]

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとなります。ただし、①公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、②県立近代美術館などの県の施設や県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

なお、議会については平成 11 年 10 月 1 日以降に、また、公安委員会および警察本部長については平成 14 年 4 月 1 日以降に、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象となります。

ウ 公開請求権者 [条例第 4 条]

「何人も」、すなわち県民の方だけでなく、県外の方でも、どなた（どの団体）でも公開請求をすることができます。

エ 公開請求の方法 [条例第 5 条]

公文書の公開請求は、氏名、住所、公開を請求する公文書の名称等を記載した「公文書

公開請求書」を実施機関に提出することにより行うことができます。提出は、来庁していただく他、ファックス、郵送、しがネット受付サービス（滋賀県のホームページから利用できる電子申請）により行うこともできます。

なお、公開請求の相談および案内の窓口として、本庁に「県民情報室」を、県内6か所にある合同庁舎（南部・甲賀・東近江・湖東・湖北・高島）に「行政情報コーナー」を、警察本部に「警察県民センター情報公開推進室」を設け、各警察署（県内12か所）は警務課がこの窓口となっています。

オ 非公開情報 [条例第6条]

公開請求のあった公文書は公開が原則ですが、例外として次の情報が記録されている場合は、公開できない場合があります。

(ア) 個人に関する情報 [第1号]

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報など

(イ) 法人等に関する情報 [第2号]

法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等や当該個人の正当な利益を害するおそれのある情報など

(ウ) 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報 [第3号]

公にすることにより、犯罪の予防・捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(エ) 法令または条例の規定により非公開とされる情報 [第4号]

法令等の規定により非公開とされている情報

(オ) 審議、検討または協議に関する情報 [第5号]

県の機関等の内部または相互間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など

(カ) 事務の円滑な実施を困難にする情報 [第6号]

県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

カ 部分公開 [条例第7条]

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に分離できるときは、原則公開の理念に基づいて、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきこととされています。

キ 公益上の理由による裁量的公開 [条例第8条]

公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは公開することができるかとされています。

ク 公文書の存否に関する情報 [条例第9条]

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができるかとされています。

ケ 公開請求に対する決定および決定期限 [条例第10条・第11条・第12条]

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった日（收受年月日の翌日を起算

日とする。)から15日以内に公開するかどうかの決定を行わなければならないと、また、非公開とする部分がある場合には非公開とする理由を示さなければならないとされています。

公開請求のあった日から15日以内に決定することができない正当な理由があるときは、30日を限度として決定期間を延長することができるかとされています。

なお、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合については、「公開決定等の期限の特例」(条例第12条)の規定があります。

コ 公開の実施および費用負担 [条例第15条・第16条]

公開の実施の方法には、閲覧、聴取、視聴または写しの交付があります。

公文書の閲覧、聴取および視聴は無料ですが、公文書の写しの交付に要する費用および送付に要する費用は公開請求者の負担となります。

サ 審査請求 [条例第3章]

実施機関の行った公開請求に対する決定について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができます。

実施機関は、滋賀県情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行うこととなります。

なお、平成31年4月1日からは滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報審議会に諮問することとなります。

(2) 情報公開の総合的な推進

滋賀県では、条例の目的である「県民と県との協働による県政の進展に寄与する」ために、公文書公開制度の、請求に基づく公文書の公開にとどまらず、積極的に県の保有する情報の公開を行い、情報公開の総合的な推進を図っています。

ア 情報提供制度

(7) 行政資料の閲覧・貸出・写しの交付

情報公開制度の窓口として設置している本庁の県民情報室や各合同庁舎の行政情報コーナーにおいて、県刊行物や統計資料等の閲覧や貸出、有償での写しの交付を行い、県政情報の提供に努めています。

(4) 県刊行物の有償頒布

県の保有する情報を広く県民等の利用に供するため、平成12年度から「県刊行物の有償頒布に関する要領」を施行し、県刊行物の有償頒布を実施しています。

(ウ) 「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」に基づく情報提供

平成18年度末に「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」を制定(平成19年度施行)し、滋賀県ホームページへの情報の掲載や県民情報室等での情報の縦覧を推進しています。なお、本要綱の施行により、知事、副知事、各実施機関の長、本庁各部長等の交際費の支出状況もホームページに掲載しています。

イ 県民政策コメント制度

滋賀県では県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、県民とのパートナーシップによる県政の推進に資することを目的として、平成12年度から「滋賀県民政策コメント制度に関する要綱」を施行しています(所管:総務部行政経営企画室)。

県民政策コメント制度は、県政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続をいい、対象となるものは以下のものとなっています。

- (7) 県の基本構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (4) 県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃に係る案の策定（迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものを除く。）

ウ 附属機関等の会議の公開

滋賀県では、政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るために、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」を策定し、平成 12 年度から運用しており、滋賀県情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報を審議する場合などを除き、附属機関等の会議を公開することとしています（所管：総務部人事課）。

(7) 会議の開催の周知

公開の会議を開催する場合には、開催の日時、場所、議題、傍聴手続等を記した会議開催案内を県民情報室や行政情報コーナーに掲示するとともに県のホームページに掲載することなどによりお知らせしています。

(4) 公開の方法

会議の傍聴および議事録等の会議結果の公表の方法により行っています。

エ 出資法人の情報公開

滋賀県では、県の出資法人について、当該出資の公共性にかんがみ、条例第 29 条の規定に基づいて、「出資法人の情報公開の推進に関する指導指針」（平成 13 年 1 月 31 日制定）を定めて、出資法人の情報公開を推進しています。

(7) 対象となる出資法人

対象となる出資法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資している法人で次のいずれかに該当するものをいいます。

- a 県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資し、かつ、県の出資割合が最も高い法人（b に掲げる法人を除く。）
- b 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 152 条第 4 項に規定する法人に該当する法人

(4) 出資法人において実施する情報公開制度

- a 出資法人の経営状況等に関する資料の公表
 - (ア) a または b に該当する全ての出資法人が対象となっています。
- b 出資法人がその保有する文書について、条例に準じて規程等で定める公開制度（文書公開制度）の実施
 - (ア) a に該当する出資法人のうち県が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人および (ア) b に該当する法人のうち県が資本金等の 2 分の 1 に相当する額以上の額の債務を負担している法人が対象となっています。

オ 指定管理者の情報公開

滋賀県では、公の施設の管理を行う指定管理者について、当該業務の公共性にかんがみ、条例第 30 条の規定に基づき、「指定管理者の情報公開の推進に関する指導指針」（平成 17 年 9 月 13 日制定）を定めて、指定管理者の情報公開を推進しています。

Ⅱ 平成 30 年度の情報公開制度の実施状況

1 公文書公開制度

(1) 公文書公開請求の件数（受付場所別・請求手段別）

平成 30 年度の公文書公開請求件数は 1,272 件で、前年度の 1,934 件より 662 件減少しました。

受付場所別では、本庁が 870 件と 68.4%を占めています。また、請求手段別では、来庁による請求が 657 件と 51.7%を占めています。

表 1 - 1 公文書公開請求件数（受付場所別）（単位：件）

区 分	受 付 場 所			合 計
	本 庁	地方機関	県 警	
平成 30 年度	870	225	177	1,272
平成 29 年度	1,189	557	188	1,934

注 1 請求書 1 枚を 1 件として数えています。

- 2 本 庁：県民情報室、本庁各課（行政委員会事務局等を含む）など
 地方機関：各事務所、県立学校、企業庁、病院事業庁など
 県 警：警察県民センター、各警察署

表 1 - 2 公文書公開請求の件数（請求手段別）（単位：件）

区 分	来 庁	郵 送	F A X	しがネット	合 計
平成 30 年度	657	68	343	204	1,272
平成 29 年度	1,159	81	417	277	1,934

注 しがネット：しがネット受付サービス（滋賀県ホームページからの電子申請）

(2) 公文書公開請求の請求者

公文書公開請求の請求者の内訳は、「県内に存する法人・その他の団体」が 582 件と最も多く、県内の請求者が 65.5%を占めています。

表 2 公文書公開請求件数（請求者別）（単位：件（割合））

請 求 者	県 内		県 外		合 計
	個 人	法人・団体	個 人	法人・団体	
平成 30 年度	251 (19.7%)	582 (45.8%)	72 (5.7%)	367 (28.8%)	1,272
平成 29 年度	471 (24.4%)	815 (42.1%)	111 (5.7%)	537 (27.8%)	1,934

注 （割合）の合計は、小数点以下の処理の関係で 100%にならない場合があります。

(3) 公文書公開請求の処理状況

公開請求に対しては、請求の対象となる公文書を保有する主務課所が公開や一部公開等の決定を行います。

実施機関別の請求件数は、知事に対するものが967件と全体の76.0%を占めています。

請求に対する決定等の状況は表3-1のとおりです。なお、「公開率」は99.0%でした。

表3-1 公文書公開請求の件数および公開決定等の処理状況

実施機関		請求		処理状況					合計
		請求 件数	取下げ 件数	公開	一部 公開	非公開			
						(非公開 情報)	(不存 在)	(その 他)	
知事		967	63	415	457	0	32	0	904
決定 件数	総合政策部	/	/	6	8	1	2	0	17
	総務部			28	26	1	12	0	67
	県民生活部			8	15	1	5	0	29
	琵琶湖環境部			111	115	0	8	0	234
	健康医療福祉部			23	68	0	16	0	107
	商工観光労働部			10	26	1	4	0	41
	農政水産部			25	97	0	4	0	126
	土木交通部			289	261	0	24	0	574
	会計管理局			0	0	0	0	0	0
小計				500	616	4	75	0	1,195
議会		6	0	0	3	0	3	0	6
教育委員会		51	4	28	16	0	3	0	47
決定 件数	事務局	/	/	30	18	0	3	0	51
	県立学校			0	2	0	0	0	2
	小計			30	20	0	3	0	53
選挙管理委員会		7	0	0	5	0	2	0	7
人事委員会		2	0	0	0	0	2	0	2
監査委員		3	0	0	1	0	2	0	3
公安委員会		2	1	0	0	1	0	0	1
警察本部長		175	7	9	82	10	67	0	168
決定 件数	警務部	/	/	6	76	8	67	0	157
	生活安全部			0	3	0	0	0	3
	刑事部			0	1	1	0	0	2
	交通部			3	3	1	0	0	7
	小計			9	83	10	67	0	169
労働委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0	0	0	0

実施機関	請求		処理状況					合計	
	請求 件数	取下げ 件数	公開	一部 公開	非公開				
					(非公開 情報)	(不存 在)	(その 他)		
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業管理者	32	2	23	7	0	0	0	30	
病院事業管理者	20	1	10	6	0	3	0	19	
決定件数			11	6	0	5	0	22	
県立大学	7	1	3	3	0	0	0	6	
合計	処理件数*	1,272	79	488	580	11	114	0	1,193
	決定件数			576	744	15	159	0	1,494

注1 「取下げ件数」は、「請求件数」の内数です。

2 「(非公開情報)」は、条例第6条各号の非公開情報であることを理由に公文書の全部が非公開となった件数です。条例第9条に基づく存否応答拒否を含みます。

3 「(不存在)」は、公文書が存在しないことを理由に非公開となった件数です。

4 「(その他)」は、公開請求に形式上の不備がある場合で、補正に応じなかったことを理由に非公開となったもの等です。

5 公開率は、(公開+一部公開)÷(請求件数-取下げ・不存在・その他)×100により算出しています。

※ 処理件数(請求件数-取下げ件数)と決定件数

本県では、1件の請求が複数の主務課所にわたるものである場合、原則として主務課所ごとに決定を行っています。そのため、処理件数よりも決定件数が多くなっています。

請求件数に対応する処理件数(1の請求に対する処理を1件と数えた件数)を各実施機関の最上段の行に記載しており、決定単位の内訳をその下に記載しています。(例:1件の請求が複数の主務課所にわたるもので、A課が公開決定、B課が非公開決定を行っている場合、「処理状況(請求単位)」は請求単位でまとめ、一部公開1件としています。)

表3-2 公文書公開請求に対する知事部局決定内訳

所 属	件数	所 属	件数	所 属	件数
総合政策部 計	17	琵琶湖環境部 計	234	商工観光労働部 計	41
企画調整課	5	環境政策課	3	商工政策課	2
秘書課	2	琵琶湖政策課	8	中小企業支援課	24
広報課	1	琵琶湖保全再生課	1	モノづくり振興課	1
防災危機管理局	8	温暖化対策課	2	労働雇用政策課	4
消防学校	1	循環社会推進課	8	女性活躍推進課	1
総務部 計	67	下水道課	22	観光交流局	6
総務課	13	森林政策課	7	東北部工業技術センター	1
私学・大学振興課	10	森林保全課	13	高等技術専門学校	1
人事課	14	自然環境保全課	19	男女共同参画センター	1
総務事務・厚生課	1	環境事務所〈6〉	24	農政水産部 計	126
財政課	6	森林整備事務所〈5〉	55	農政課	4
税政課	2	琵琶湖環境科学研究センター	1	食のブランド推進課	0
市町振興課	5	琵琶湖博物館	4	農業経営課	8
検査課	0	下水道事務所〈2〉	67	畜産課	2
事業課	7	健康医療福祉部 計	107	水産課	28
県税事務所〈2〉	7	健康福祉政策課	6	耕地課	15
政策研修センター	1	医療政策課	8	農村振興課	5
自動車税事務所	1	健康寿命推進課	8	農業農村振興事務所〈7〉	55
県民生活部 計	29	医療福祉推進課	4	農業技術振興センター	1
県民活動生活課	9	障害福祉課	11	家畜保健衛生所	7
エネルギー政策課	1	薬務感染症対策課	5	水産試験場	1
文化振興課	7	生活衛生課	3	土木交通部 計	574
スポーツ課	9	医療保険課	4	監理課	29
人権施策推進課	0	子ども・青少年局	17	交通戦略課	2
情報政策課	0	健康福祉事務所〈6〉	15	道路課	62
統計課	0	平和祈念館	2	砂防課	10
消費生活センター	1	看護専門学校	1	都市計画課	14
近代美術館	2	リハビリテーションセンター	1	住宅課	13
		精神保健福祉センター	4	建築課	63
		近江学園	6	流域政策局	17
		動物保護管理センター	5	(大津土木事務所)	78
		衛生科学センター	1	(南部土木事務所)	49
		子ども家庭相談センター〈3〉	4	(甲賀土木事務所)	41
		淡海学園	2	(東近江土木事務所)	53
				(湖東土木事務所)	54
				(長浜土木事務所)	35
				(長浜土木木之本支所)	18
				(高島土木事務所)	34
				土木事務所 計	362
				北川水源地域振興事務所	2
				会計管理局 計	0
				管理課	0
				会計課	0

注 地方機関については、請求のあった所属だけを列挙しています。地域ごとに同種の地方機関がある場合は合計を記載しています。○内は決定をした事務所の数です。土木事務所は請求件数が多いため、事務所ごとの内訳も列挙しています。

表 3-3 公文書公開請求に対する議会決定内訳

所 属	件数
総務課	5
議事課	1
政策調査課	0

表 3-4 公文書公開請求に対する教育委員会決定内訳

所 属	件数	所 属	件数
教育総務課	3	生涯学習課	3
教職員課	19	保健体育課	1
高校教育課	7	文化財保護課	5
幼小中教育課	3	総合教育センター	1
特別支援教育課	8	図書館	1
人権教育課	0	県立学校	2

表 3-5 公文書公開請求に対する警察本部決定内訳

所 属	件数	所 属	件数
警務部 計	157	刑事部 計	2
会計課	20	捜査第一課	1
警務課	11	捜査第二課	1
企画教養課	8		
警察県民センター	9		
監察官室	109		
生活安全部 計	3	交通部 計	7
生活安全企画課	1	交通企画課	3
地域課	1	交通規制課	3
サイバー犯罪対策課	1	交通指導課	1

※決定した所属のみ掲載しています

表 3-6 公文書公開請求に対する公営企業管理者決定内訳

所 属	件数
経営課	8
施設整備課	22
浄水課	0

表 3-7 公文書公開請求に対する病院事業管理者決定件数

所 属	件数
経営管理課	9
総合病院	7
小児保健医療センター	2
精神医療センター	4

(4) 非公開理由の内訳

一部公開決定・非公開決定の非公開理由（不存在・その他を除く。）は、「法人等に関する情報」が最も多く、次いで、「個人に関する情報」、「事務事業支障情報」が多く、これら3つが非公開理由の大半（95.5%）を占めています。

表4 非公開理由の内訳

非公開理由	件数	適用率(%)
個人に関する情報（条例第6条第1号該当）	385	38.1%
法人等に関する情報（条例第6条第2号該当）	395	39.1%
公共安全支障情報（条例第6条第3号該当）	23	2.3%
法令秘情報（条例第6条第4号該当）	1	0.1%
審議検討情報（条例第6条第5号該当）	21	2.1%
事務事業支障情報（条例第6条第6号該当）	186	18.4%
合計	1,011	

注 不存在の場合や1件の決定で複数の非公開理由が適用されているものがあるため、一部公開決定・非公開決定の件数を上回っています。

(5) 審査請求、情報公開審査会の審議および実施機関の処理の状況

<滋賀県情報公開審査会の概要>

滋賀県情報公開審査会は、学識経験者や一般公募者等7人以内の委員で構成されています。情報公開審査会は、非公開決定等について審査請求があった場合に実施機関から諮問を受け、実施機関が行った決定の当否について審議を行うほか、情報公開制度の運営・改善について公正中立な立場から建議を行う地方自治法第202条の3の規定に基づく附属機関です。

なお、平成31年4月1日より、当審査会や個人情報保護審議会等の機能を引き継いだ滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会において、当審査会に諮問された案件を審議しています。

表5 審査請求（不服申立て）の実施機関の処理状況

5-1 行政不服審査法に基づく審査請求、実施機関の処理の状況

審査請求係属件数			申立 取 下 げ	実施機関の処理							
内 訳		未諮問		審査会 諮問中	答申後 未処理	審査請求に対する裁決 (不服申立てに対する決定・裁決)					
前年度 からの 繰越	30年度 新規審査 請求					内 訳					
						認容	一部 認容	棄却	却下		
13	7	6	0	1	7	0	5	1	2	2	0

5-2 情報公開審査会の審議の状況

諮問係属件数			諮問 取 下 げ	審査会の処理					
内 訳		審議中		答 申	内 訳				
前年度 からの 繰越	30年度 新規諮問				内 訳				
					原処分 妥当	一部 取消	取消	却下	
9	2	7	0	7	2	1	0	1	0

表6 滋賀県情報公開審査会委員名簿

区 分	氏 名	現 職 等
会 長	横 田 光 平	同志社大学大学院司法研究科教授
会長職務代理者	中 山 茂 樹	京都産業大学法学部教授
委 員	青 山 知 子	滋賀県商工会議所女性会連合会理事
委 員	井 上 理 砂 子	元京都新聞論説委員
委 員	高 木 啓 子	(公募委員)
委 員	中 井 陽 一	弁護士
委 員	山 田 文	京都大学大学院法学研究科教授

表7 滋賀県情報公開審査会諮問案件の平成30年度処理状況

諮問 番号	諮問案件の内容 (実施機関・主務課所名)	情報公開審査会の審議
		審査請求に対する裁決 (不服申立てに対する決定・裁決)
144	「教科書展示会における個別のアンケートに関する文書」等の公文書一部公開決定に対する審査請求 (教育委員会・幼小中教育課)	H29. 11. 24 諮問 H30. 10. 1 答申・第116号 【審査会の判断】原処分取消し
		H30. 10. 17 審査請求認容
145	「特定の事業者の外来水生植物駆除委託業務に係る許可書」等の公文書一部公開決定に対する審査請求 (知事・自然環境保全課)	H30. 1. 26 諮問 H30. 10. 4 答申・第117号 【審査会の判断】原処分妥当
		H29. 11. 15 審査請求棄却
146	「優生保護審査会に係る審議録および提出文書等」の公文書一部公開決定に対する審査請求 (知事・健康寿命推進課)	H30. 4. 12 諮問 (R 1. 8. 28 答申・(情) 第3号) (【審議会の判断】原処分一部取消)
147	「優生保護審査会に係る審議録および提出文書等」の公文書一部公開決定に対する審査請求 (知事・健康寿命推進課)	H30. 4. 12 諮問 (R 1. 8. 28 答申・(情) 第4号) (【審議会の判断】原処分一部取消)
148	「旧滋賀会館跡地の〇〇〇〇への売却に際し、売却額の減額に向けて〇〇〇〇との間で持たれた交渉、部内協議の記録、変更契約書」の公文書一部公開決定に対する審査請求 (知事・企画調整課)	H30. 5. 30 諮問 (R 1. 6. 7 答申・(情) 第1号) (【審議会の判断】原処分一部取消)
		(R 1. 7. 5 審査請求一部認容)
149	「優生保護審査会に係る審議録および提出文書等」の公文書一部公開決定に対する	H30. 6. 8 諮問 (R 1. 8. 28 答申・(情) 第5号) (【審議会の判断】原処分一部取消)

	審査請求 (知事・健康寿命推進課)	
150	「〇〇〇〇の不法投棄、不適正処理に関する一切の情報等」の公文書非公開決定に対する審査請求 (知事・循環社会推進課)	H30. 5.30 諮問 (R 1. 7. 5 答申・(情) 第2号) (【審議会の判断】原処分一部取消)
151	「〇〇〇〇の営業停止処分の際に作成された文書」の公文書一部公開決定に対する審査請求 (知事・長浜保健所)	H30. 7.31 諮問 (R 1. 7.10 諮問取下)
152	「地方自治法第242条の2第12項の弁護士報酬に関する規定に関し、滋賀県があらかじめ規定している額の算定基準を定めた文書」の公文書非公開決定に対する審査請求 (知事・総務課)	H30. 8.24 諮問

注 () 内は令和元年度の処理です。

※ 各答申の全文は、滋賀県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zyouhou/koukai/10716.html>

表8 滋賀県情報公開審査会の開催状況

回	開催日	審議した案件
第267回	H30. 5. 11	諮問第144号、諮問第145号
第268回	H30. 6. 15	諮問第144号、諮問第145号
第269回	H30. 7. 2	諮問第144号、諮問第146号・諮問際147号
第270回	H30. 8. 7	諮問第145号、諮問第146号・諮問際147号
第271回	H30. 9. 7	諮問第146号、諮問第144号、諮問第145号
第272回	H30. 9. 21	(仮称) 滋賀県公文書等の管理に関する条例等の検討状況について 諮問第145号

第 273 回	H30. 10. 22	諮問第 146 号・諮問際 147 号、諮問第 148 号
第 274 回	H30. 11. 19	諮問第 148 号、諮問第 149 号、諮問第 150 号
第 275 回	H30. 12. 17	諮問第 149 号、諮問第 148 号
第 276 回	H31. 1. 22	諮問第 149 号、諮問第 146 号・諮問際 147 号 滋賀県公文書等の管理に関する条例案および滋賀県公文書管理・ 情報公開・個人情報保護審議会設置条例案について
第 277 回	H31. 2. 19	滋賀県公文書等の管理に関する条例案および滋賀県公文書管理・ 情報公開・個人情報保護審議会設置条例案について 諮問第 150 号、諮問第 146 号・諮問第 147 号・諮問第 149 号
第 278 回	H31. 3. 27	諮問第 148 号、諮問第 146 号・諮問第 147 号・諮問第 149 号

※案件の内容については、表 7 を参照してください。

2 情報提供制度

(1) 情報提供の状況

情報提供の総合窓口である本庁の県民情報室と各合同庁舎の行政情報コーナーでは、刊行物、行政関係資料、統計資料等を排架し、閲覧、複写、貸出等を行うとともに、県民政策コメント制度（パブリックコメント）に係る資料などを公表しています。警察本部でも警察県民センターを設け、警察関係の資料等を排架し、閲覧、複写等を行っています。

平成 30 年度における県民情報室と警察県民センターの利用状況や情報提供の状況は、表 9 のとおりです。

また、県民情報室における平成 30 年度の資料の分類別閲覧状況は表 10 のとおりです。

表 9 平成 30 年度の情報提供の状況

窓 口	県民情報室	警察県民センター	合 計	
利用者数（人）	3,592	30	3,622	
内 訳	来室	3,505	8	3,513
	文書	0	5	5
	電話	87	17	104
情報提供件数（件）	3,592	30	3,622	
内 訳	案内相談	659	1	660
	閲覧	1,287	1	1,288
	資料提供	1,617	28	1,645
	貸出	29	0	29
写しの交付（件）	325	23	348	

表 10 平成 30 年度 県民情報室における閲覧状況 (上段：件数 下段：構成比)

分類別	閲覧	主な資料名
行政一般	372 (29.2%)	附属機関等会議録、県公報、人事異動ファイル、国勢調査、県議会議案書、職員録、部局別予算の概要、予算に関する説明書、宗教法人名簿、滋賀県統計書、製本刊行物、経済センサス基礎調査、県議会議事録、県有財産表、経営状況報告書
生活・環境	103 (8.1%)	滋賀県自然誌、環境影響評価(環境アセスメント)、滋賀の水道、滋賀県の廃棄物、下水道用設計積算基準書、下水道用積算指針(案)、琵琶湖流域下水道浄化センター
文化・レジャー	27 (2.1%)	開拓のあゆみ、近江名所、滋賀遺跡地図、LakeBiwaGuideBook、埋蔵文化財活用ブックレット、安曇川町の歴史、あど川の文化と先人たち
福祉	7 (0.5%)	レイカディア滋賀プラン、福祉行政報告書、淡海・子ども若者プラン、平和祈念文集、語りつぐ記憶
保健・医療	4 (0.3%)	学校保健統計調査報告書、滋賀県保健医療計画、クリーニング師試験問題、精神医療センター年報
商業・工業	127 (10.0%)	大規模小売店舗立地法に基づく縦覧資料、三方よし(広報誌)、滋賀の伝統工芸品
労働・賃金	5 (0.4%)	労働統計年報、労働組合名簿
交通・運輸	0 (0.0%)	
農林・水産	83 (6.5%)	農業農村整備事業用設計積算単価表、滋賀県土地改良工事積算基準、漁業センサス、農林業センサス、森林整備保全事業(林道・治山)設計積算単価表
土木	258 (20.2%)	土木工事標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書、管内図、実施設計積算単価表、滋賀の都市計画2017、建設工事等入札参加資格者名簿、都市計画総括図、発注見通し、滋賀県道路整備アクションプログラム2018、滋賀のみち、土砂災害警戒区域等設定業務基礎調査歩掛、建設業新規許可リスト、建設業許可業者名簿、滋賀県水防計画
住宅・建築	2 (0.2%)	住宅統計調査結果、土地利用の現状と対策
防災・防犯	14 (1.1%)	水害に強い地域づくり計画検討業務標準単価、滋賀の犯罪、少年通報、地先の安全度マップ、浸水想定区域図
教育	246 (19.3%)	教員採用選考試験問題、理科薬品等の管理と取扱いの関する手引き、学校便覧、学校基本調査結果報告書、特別支援教育ガイドブック、実験助手採用選考問題、中学校総合体育大会、教育しが
その他	27 (2.1%)	住民基本台帳人口要覧、地価公示、日本長期統計総覧、近江八幡市統計書、住宅統計調査報告書、社会調査基本調査報告書、日本の統計、彦根市統計書、草津市統計書、大津市統計書、統計でみる都道府県のすがた
合計	1,275 (100.0%)	

(2) 県刊行物の有償頒布制度

本県では、県の保有する情報を広く県民等の皆さんに利用していただくために、平成12年度から「県刊行物の有償頒布制度」を実施しています。

平成30年度は、12種類の刊行物等を新たに有償刊行物に指定し、合計1,793部を頒布しました。頒布実績額は291,090円となっています。

表11 平成30年度の有償刊行物頒布状況

刊行物名	作成課	価格	頒布部数	頒布金額
統計でわかる滋賀2019	統計課	¥120	950	¥114,000
統計でわかる滋賀2018	統計課	¥110	456	¥50,160
明治30年の砂防法の施行から 120年 滋賀は近代砂防の発祥の地 砂防土木遺産を訪ねてみよう	砂防課	¥50	171	¥8,550
滋賀県民戦争体験談集 語りつ ぐ記憶 ー戦時を生きた人びとの体験ー	平和祈念館	¥610	57	¥34,770
レイカディア滋賀 高齢者福祉 プラン	医療福祉推進課	¥540	22	¥11,880
第2期滋賀県教育振興基本計画 (冊子)	教育委員会事務局 教育総務課	¥230	19	¥4,370
滋賀のみち	道路課	¥330	15	¥4,950
平成30年度 学校便覧	高校教育課	¥120	13	¥1,560
滋賀県基本構想 夢や希望に満 ちた豊かさ実感・滋賀	企画調整課	¥230	8	¥1,840
滋賀県都市計画総括図 (10 万分の1)	都市計画課	¥820	8	¥6,560
滋賀のみち	道路課	¥340	8	¥2,720
東近江土木事務所管内図 河川 編 (5万分の1)	東近江土木事務 所	¥810	5	¥4,050
第2期滋賀県教育振興基本計画 (概要版)	教育委員会事務局 教育総務課	¥20	5	¥100
滋賀県基本構想「未来を拓く8 つの扉」	企画調整課	¥170	4	¥680
滋賀の都市計画2017	都市計画課	¥860	4	¥3,440
その他	—	—	48	¥41,460
合 計	—	—	1,793	¥291,090

表 12 有償刊行物頒布実績

年 度	頒布部数	頒布金額
平成 12 年度	1,490	¥2,272,450
平成 13 年度	1,399	¥997,910
平成 14 年度	1,059	¥821,390
平成 15 年度	897	¥707,040
平成 16 年度	908	¥603,170
平成 17 年度	1,551	¥1,181,370
平成 18 年度	1,109	¥830,120
平成 19 年度	902	¥599,940
平成 20 年度	945	¥478,520
平成 21 年度	765	¥301,420
平成 22 年度	997	¥351,800
平成 23 年度	663	¥259,600
平成 24 年度	449	¥187,380
平成 25 年度	507	¥208,370
平成 26 年度	1,431	¥369,740
平成 27 年度	1,208	¥199,990
平成 28 年度	1,131	¥189,450
平成 29 年度	1,757	¥318,090
平成 30 年度	1,793	¥291,090

3 出資法人の情報公開

(1) 出資法人情報公開制度の対象となる出資法人の範囲

本県の出資法人の情報公開制度は、条例第 29 条の規定に基づいて、平成 13 年 10 月からスタートし、それぞれ対象となる出資法人において、経営状況等に関する資料の公表（以下「経営状況資料の公表」という。）および出資法人が保有する文書に係る県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

対象となる出資法人は、表 13 のとおりです。経営状況資料の公表および文書公開制度の実施の対象となる法人が 19 法人（13-1 参照）、経営状況資料の公表の実施の対象となる法人が 6 法人（13-2 参照）あり、全体で 25 の出資法人が対象となっています（平成 30 年 4 月 1 日現在）。

表 13 出資法人の情報公開制度の対象法人（平成 30 年 4 月 1 日現在）

13-1 「経営状況資料の公表」および「文書公開制度の実施」の対象となる法人[19 法人]

出資法人の名称 【所管課】	情報公開 規程制定 年月日	実 施 状 況						
		公 開 申 出	申出に対する処理状況					
			公 開	一 部 公 開	非 公 開	不 存 在	取 下 げ	合 計
滋賀県土地開発公社 【企画調整課】	H13. 10. 1	2	2	0	0	0	0	2
(公財)淡海文化振興財団 【県民活動生活課】	H13. 10. 1	1	1	0	0	0	0	1
(公財)びわ湖芸術文化財団 【文化振興課】	H29. 4. 1	1	0	1	0	0	0	1
(公財) 希望が丘文化公園 【文化振興課】	H29. 4. 1	0	-	-	-	-	-	-
(公財)滋賀県スポーツ協会 【スポーツ課】	H30. 4. 1	0	-	-	-	-	-	-
(公財)滋賀県環境事業公社 【循環社会推進課】	H13. 10. 1	2	2	0	0	0	0	2
(一社)滋賀県造林公社 【森林政策課】	H13. 10. 1	0	-	-	-	-	-	-
(公財)滋賀県緑化推進会 【森林政策課】	H13. 10. 1	0	-	-	-	-	-	-
(一財)滋賀県動物保護管理協会 【生活衛生課】	H13. 10. 1	0	-	-	-	-	-	-
(公財)滋賀県産業支援プラザ 【商工政策課】	H13. 10. 1	0	-	-	-	-	-	-
(公財)滋賀県陶芸の森 【モノづくり振興課】	H13. 10. 1	0	-	-	-	-	-	-
(公社)びわこデジタルズビューロー 【観光交流局】	H13. 10. 1	0	-	-	-	-	-	-
(公財)滋賀県国際協会 【観光交流局】	H13. 10. 1	0	-	-	-	-	-	-

(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金 【農業経営課】	H13. 11. 29	0	-	-	-	-	-	-
(公財)滋賀食肉公社 【畜産課】	H13. 10. 1	0	-	-	-	-	-	-
(公財)滋賀県水産振興協会 【水産課】	H13. 10. 1	0	-	-	-	-	-	-
(公財)滋賀県建設技術センター 【監理課】	H13. 10. 1	3	3	0	0	0	0	3
滋賀県道路公社 【道路課】	H13. 10. 1	12	10	1	1	0	0	12
(公財)滋賀県暴力団追放推進センター 【警察本部 組織犯罪対策課】	H14. 4. 1	0	-	-	-	-	-	-
(公財)滋賀県文化財保護協会* 【教育委員会事務局 文化財保護課】	H13. 10. 1	0	-	-	-	-	-	-
合 計		21	18	2	1	0	0	21

※滋賀県文化財保護協会は「文書公開制度の実施」の必須対象ではありませんが、規程を有しているため、表に含めています。

13-2 「経営状況資料の公表」の対象となる法人[6法人]

出 資 法 人 の 名 称	所 管 課
(公財)糸賀一雄記念財団	障害福祉課
滋賀県信用保証協会	中小企業支援課
(株)滋賀食肉市場	畜産課
(一社)滋賀県畜産振興協会	畜産課
滋賀県漁業信用基金協会	水産課
(公財)滋賀県文化財保護協会	教育委員会事務局 文化財保護課

(2) 出資法人に対する異議の申出の処理状況

平成30年度における出資法人の決定に対する異議の申出はありませんでした。

4 指定管理者の情報公開

(1) 指定管理者の情報公開制度の対象となる指定管理者の範囲

本県の指定管理者の情報公開制度は、条例第 30 条の 2 の規定に基づいて、平成 18 年 4 月からスタートし、それぞれ対象となる指定管理者において、情報公開規程が定められ、保有する文書について県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

対象となる指定管理者は、表 14 のとおりです。

表 14 平成 30 年度指定管理者情報公開実施状況

(単位：件)

指定管理者の名称	施設名 【所管課】	実施状況					
		公開 申出	申出に対する処理状況				
			公開	一部公開	非公開	不存在	取下げ
(株)コンベンションリンケージ	県民交流センター 【県民活動生活課】	0	-	-	-	-	-
滋賀県スポーツ協会グループ	長浜ドーム (宿泊研修館を除く) 【スポーツ課】	0	-	-	-	-	-
	彦根総合運動場 【スポーツ課】	0	-	-	-	-	-
	体育館 【スポーツ課】	0	-	-	-	-	-
	武道館 【スポーツ課】	0	-	-	-	-	-
(公財)滋賀県スポーツ協会・日本管財(株)グループ	スポーツ会館 【スポーツ課】	0	-	-	-	-	-
S Lグループ	アイスアリーナ 【スポーツ課】	0	-	-	-	-	-
滋賀 S S グループ	柳が崎ヨットハーバー 【スポーツ課】	0	-	-	-	-	-
(公財)伊吹山麓スポーツ文化振興事業団	伊吹運動場 【スポーツ課】	0	-	-	-	-	-
NPO法人滋賀県ライフル射撃協会	ライフル射撃場 【スポーツ課】	0	-	-	-	-	-
ひかりグループ	琵琶湖流域下水道 (矢橋帰帆島公園、 苗鹿公園) 【下水道課】	0	-	-	-	-	-
(社福)滋賀県社会福祉協議会	長寿社会福祉センター (福祉用具センター) 【障害福祉課】	0	-	-	-	-	-
	長寿社会福祉センター 【障害福祉課】	0	-	-	-	-	-

(社福)グロー	むれやま荘 【障害福祉課】	0	-	-	-	-	-	-
	信楽学園 【障害福祉課】	0	-	-	-	-	-	-
(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会	視覚障害者センター 【障害福祉課】	0	-	-	-	-	-	-
(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	障害福祉センター 【障害福祉課】	0	-	-	-	-	-	-
(社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会	聴覚障害者センター 【障害福祉課】	0	-	-	-	-	-	-
(社福)友愛	びわ湖こどもの国 【子ども・青少年局】	0	-	-	-	-	-	-
特定非営利活動法人 P.P.P 滋賀	滋賀県営都市公園 (奥びわスポーツの森) 【都市計画課】	0	-	-	-	-	-	-
(公財)大津市公園緑地協会・ (一社)滋賀県造園協会西地区共同体	滋賀県営都市公園 (春日山公園) 【都市計画課】	0	-	-	-	-	-	-
	滋賀県営都市公園 (尾花川公園) 【都市計画課】	0	-	-	-	-	-	-
	滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：大津) 【都市計画課】	0	-	-	-	-	-	-
シダックス・ハウスビルグループ	滋賀県営都市公園 (びわこ地球市民の森) 【都市計画課】	0	-	-	-	-	-	-
日本管財(株)	県営住宅 【住宅課】	0	-	-	-	-	-	-
琵琶湖汽船(株)	大津港公共港湾施設 (マリーナを除く) 【流域政策局】	0	-	-	-	-	-	-
オリックス・ファシリティーズ(株)	大津港公共港湾施設 (マリーナ) 【流域政策局】	0	-	-	-	-	-	-
近江鉄道ゆうグループ	近江富士花緑公園 【森林政策課】	0	-	-	-	-	-	-
	滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：南湖東岸) 【都市計画課】	0	-	-	-	-	-	-
	滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：湖東湖北) 【都市計画課】	0	-	-	-	-	-	-
	滋賀県営都市公園 (びわこ文化公園(文化ゾーン)) 【都市計画課】	0	-	-	-	-	-	-
滋賀県漁業協同組合連合会	醒井養鱒場 【水産課】	0	-	-	-	-	-	-

(一財)滋賀県青年会館	長浜ドーム (宿泊研修館に限る) 【教育委員会事務局 生涯学習課】	0	-	-	-	-	-	-
合 計		0	0	0	0	0	0	0

(2) 指定管理者に対する異議の申出の処理状況

平成 30 年度における指定管理者の決定に対する異議の申出はありませんでした。

資 料

情報公開制度施行 31 年間の推移（昭和 63 年度～平成 30 年度）

昭和 63 年度～平成 12 年度：滋賀県公文書の公開等に関する条例(旧条例)

平成 13 年度～：滋賀県情報公開条例(現行条例)

1 公文書公開請求の処理状況

(単位：件・%)

年度	請求	取下 げ	公開	一部 公開	非公開(非公開理由)			合計	公開率
					(非公開情報)	(不存在)	(その他)		
S63	45	6	33	4	2	0	0	39	94.9
H1	43	1	35	5	0	2	0	42	100.0
H2	40	1	33	4	2	0	0	39	94.9
H3	51	2	31	14	1	3	0	49	97.8
H4	46	1	36	8	0	1	0	45	100.0
H5	65	6	31	24	1	3	0	59	98.2
H6	72	7	32	20	6	7	0	65	89.7
H7	95	3	23	60	3	6	0	92	96.5
H8	112	2	21	82	3	4	0	110	97.2
H9	173	4	38	111	4	16	0	169	97.4
H10	110	1	26	71	3	9	0	109	97.0
H11	166	1	41	108	2	14	0	165	98.7
H12	133	3	40	83	1	6	0	130	99.2
H13	223	3	104	96	4	16	0	220	98.0
H14	353	3	205	130	5	10	0	350	98.5
H15	361	4	157	186	2	12	0	357	99.4
H16	514	20	195	267	11	21	0	494	97.7
H17	587	13	251	299	5	19	0	574	99.1
H18	578	18	235	286	9	30	0	560	98.3
H19	675	7	237	367	5	59	0	668	99.2
H20	712	19	238	401	7	46	1	693	98.9
H21	704	28	194	443	4	34	1	676	99.4
H22	850	31	261	524	3	29	2	819	99.6
H23	1,084	41	292	707	10	34	0	1,043	99.0
H24	1,322	52	274	945	13	38	0	1,270	98.9
H25	1,303	53	288	895	18	49	0	1,250	98.5
H26	1,598	75	604	848	17	54	0	1,523	98.8
H27	1,966	105	949	857	11	44	0	1,861	99.4
H28	1,950	87	901	875	16	71	0	1,863	99.1
H29	1,934	79	676	1,039	5	128	7	1,855	99.8
H30	1,272	79	488	580	11	114	0	1,193	99.0

2 審査請求（不服申立て）の処理状況

（単位：件）

	申立ての状況			審議会での審議の状況											裁決・決定の状況							
	審査請求 （不服申立て） 件数	前年度からの 件数	新規申立て 件数	未諮問 件数	諮問 件数	前年度からの 継続件数	新規諮問 件数	諮問取下げ 件数	審査請求 取下げ 件数	答申 件数	答申等の状況				審査請求 取下げ 件数	決定・ 裁決 件数	内 訳				答申後 未処理	
											内訳						審査中・ 未審議 件数	認容	一部認容	棄却		却下・ その他
											取消 し	一部取 消し	原処 分妥 当	却下								
S63	2		2			2		2		2					2		2					
H1																						
H2	1		1			1		1		1					1				1			
H3	1		1			1		1		1					1		1					
H4																						
H5	2		2			2		2		1《2》					2				2			
H6	3		3		1	2		2		1					1				1			
H7	3	2	1			2	1	1		2		1	1		2(1)			2(1)			1	
H8	6	1	5			4		4	1	1	2			1	1	1		1	1(1)	1	1	
H9	4	2	2			3	1	2		1		1			2				1		1	
H10	5	3	2			4	2	2		2		2			2				1		2	
H11	6	4	2			4	2	2	2	2	1	1			1		3	1	2			
H12	3	1	2			3	1	2			2		1			1				1		
H13	5	1	4		1	4	1	3			1		1			3		1				
H14	10	4	6	2	1	7	3	4	1	1	4	2	1		1	2		1		1	2	
H15	5	5		1		2	2				2		1	1			2	2			2	
H16	8	2	6			6		6								6		1	1			
H17	18	6	12	2	5	11	6	5			4		3	1		7		2	2			
H18	15	12	3	1		11	7	4			6	4		2		5	7(3)	7(3)			2	
H19	11	7	4			8	5	3			4	1	2	1		4	3(1)	1(1)		2	4	
H20	13	8	5			9	4	5			5	1	4			4	8	2	5	1	1	
H21	9	5	4			7	4	3	1		4		2	2		2	5[1]		2	1	2[1]	2
H22	9	4	5			7	2	5			4		3	1		3	6	2	2	2		
H23	14	3	11	3		11	3	8			4		1	3		7	4(※1)		1	2	1(※1)	
H24	21	7	14	1	4	14	7	7	1	1	7	1	3	3		6	9(2)	2(1)	3	3	1(1)	
H25	30	10	20	3	2	25	6	19	2	1	11	2	3	6		12	12(1)	1(1)	5	6		
H27	27	12	15	2	2	21	12	9	2	2	11	3	6	2		8	12(2)	4(1)	5	2	1(1)	1
H28	37	10	27		7	30	10	20	6		9	1	6	2		15	10	1	2	1	6[6]	5
H29	27	22	5		2	24	13	11			13	2	6	5		2	20	2	4	4	10	3
H30	13	7	6		1	9	2	7			2	1		1		7	5	1	2	2		

() 内は、実施機関が審査会に諮問せずに決定をした件数(内数)、 [] 内は、実施機関が一旦審査会に諮問した後に、諮問を取り下げ、決定をした件数(内数)、 (※)内は、申立人の死亡により終了した件数(内数)です。《 》内は、併合審理により処理された事案の件数です(複数事案に対して1件の答申を行っています)。

3 県民情報室・行政情報コーナー・警察県民センター利用者数

(単位：人)

年 度	県民情報室 (本庁)	行政情報 コーナー (県内6合同庁舎)	警察県民 センター (警察本部)	合 計	日平均
S63	7,287	2,573		9,860	37
H1	7,862	2,936		10,798	41
H2	7,866	3,182		11,048	43
H3	8,162	4,039		12,201	47
H4	8,439	3,880		12,319	49
H5	9,194	4,557		13,751	57
H6	9,680	5,161		14,841	61
H7	10,804	5,045		15,849	65
H8	10,341	4,727		15,068	62
H9	10,582	4,003		14,585	60
H10	11,005	3,477		14,482	59
H11	10,776	2,938		13,714	56
H12	13,845	3,075		16,920	69
H13	12,272	3,189		15,461	62
H14	9,587	3,319		12,906	53
H15	13,306	3,478	13	16,797	73
H16	9,062	7,580	11	16,653	69
H17	6,482	7,693	45	14,220	58
H18	4,390	6,726	41	11,157	46
H19	4,811	9,038	43	13,892	57
H20	4,705	7,806	46	12,557	52
H21	4,653	6,366	40	11,059	46
H22	4,081	6,813	28	10,922	45
H23	3,373	6,116	40	9,529	39
H24	3,241	2,984	25	6,250	26
H25	3,673	1,013	33	4,719	19
H26	3,303	684	33	4,020	16
H27	3,934	—	36	3,970	16
H28	4,008	—	25	4,033	17
H29	3,917	—	24	3,941	16
H30	3,592	—	30	3,622	15

4 情報提供の状況

(単位：件)

年 度	情報提供 件 数	内 訳			
		案内相談	閲覧	資料提供	貸出
S63	12,012	1,980	4,429	4,676	927
H1	13,150	2,785	4,783	4,659	923
H2	14,010	3,321	4,564	5,041	1,084
H3	15,642	3,794	5,194	5,584	1,070
H4	16,795	4,129	5,419	5,968	1,279
H5	16,875	3,894	5,579	6,064	1,338
H6	18,070	3,713	5,752	7,464	1,141
H7	19,300	4,015	6,143	7,890	1,252
H8	19,027	4,105	5,930	7,828	1,164
H9	18,662	4,143	5,930	7,362	1,227
H10	16,699	4,450	4,650	6,477	1,122
H11	15,059	2,151	5,660	6,328	920
H12	17,856	1,637	9,216	6,269	734
H13	15,729	687	8,425	5,996	621
H14	13,181	690	7,692	4,399	400
H15	16,567	2,408	9,022	4,850	287
H16	16,253	4,898	6,458	4,700	197
H17	14,431	5,116	6,649	2,444	222
H18	11,365	3,982	4,502	2,699	182
H19	13,248	5,541	4,723	2,829	155
H20	11,555	4,371	4,040	2,990	154
H21	10,398	3,884	3,237	3,116	161
H22	10,322	4,598	3,404	2,244	76
H23	7,069	2,141	2,415	2,444	69
H24	5,016	1,010	2,127	1,810	69
H25	4,216	779	1,410	1,970	57
H26	3,789	673	1,240	1,808	68
H27	3,970	778	1,653	1,503	36
H28	4,033	692	1,588	1,692	61
H29	3,941	644	1,503	1,731	63
H30	3,622	660	1,288	1,645	29

個人情報保護制度

I 滋賀県の個人情報保護制度

1 個人情報保護制度の目的

電子計算機をはじめとする情報処理技術の発達により、生活が便利で豊かになってきた反面、自分に関する情報が予期しない形で集められたり、利用されているのではないかといった不安感や個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の危険性が指摘されています。

こうした不安感を除去するとともに個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、県の機関における個人情報の取扱いについての基本的事項を定めるとともに、事業者の個人情報の取扱いについての責務等を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的として平成7年3月17日「滋賀県個人情報保護条例」（平成7年滋賀県条例第8号。以下本編において「条例」という。）を制定し、平成7年10月1日から施行しています。

また、国において「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）や「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）が平成15年5月30日に制定されたことなどを踏まえ、条例を平成16年12月28日に改正し、平成17年4月1日から施行しています。さらに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）の制定や「行政不服審査法」（平成26年法律第68号）の改正に伴い、平成27年度に改正を行っています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 条例の特徴

- ア 電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理される個人情報も保護の対象としています。
- イ 県が保有する個人情報については、自己の情報を知り、かつ、訂正や利用停止を求めることができる開示請求権、訂正請求権および利用停止請求権を具体的な権利として創設しています。
- ウ 民間事業者への支援として、個人に関する情報の保護に対する民間事業者の自主的な対応の促進を図っています。

(2) 県の取り扱う個人情報の保護

ア 個人情報保護制度を実施する機関（条例第2条第5号）

- 知事 ■議会 ■教育委員会 ■選挙管理委員会 ■人事委員会
- 監査委員 ■公安委員会 ■警察本部長 ■労働委員会 ■収用委員会
- 海区漁業調整委員会 ■内水面漁場管理委員会 ■公営企業管理者
- 病院事業管理者 ■県が設立した地方独立行政法人（公立大学法人滋賀県立大学）

イ 実施機関における個人情報の取扱い

(7) 保有の制限（第5条）

個人情報保有に当たっては、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければなりません。

また、その特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないことになっています。

(イ) 取得の制限（第6条）

原則として、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならないこと、また、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに人種、社会的身分等本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じるおそれのある個人情報は取得してはならないことになっています。

(ウ) 正確性および安全性の確保（第7条）

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を過去または現在の事実と合致するように保ち、必要なくなった保有個人情報は確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去しなければなりません。

保有個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(エ) 利用および提供の制限（第8条）

原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならないことになっています。

(オ) 電子計算機等の結合による提供の制限（第9条）

原則として、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により保有個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならないことになっています。

(カ) 委託等に伴う措置（第10条）

実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を委託するとき、または公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護に必要な措置を講じなければなりません。

受託事業者または指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(キ) 個人情報取扱事務の登録および閲覧（第12条）

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければなりません。

ウ 自己情報の開示・訂正・利用停止

(7) 開示請求権（第13条）

何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

(イ) 訂正請求権（第28条）

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加または削除を含む。）の請求をすることができます。

(ウ) 利用停止請求権（第36条）

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が条例に違反して保

有、取得、利用または提供されていると認めるときは、実施機関に対し、その利用の停止、消去または提供の停止を請求することができます。

エ 苦情の処理および審査請求

(7) 苦情の処理（第 42 条）

実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に処理しなければなりません。

(イ) 審査請求があった場合の手続（第 43 条）

実施機関が行った開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、滋賀県個人情報保護審議会に諮問をし、その答申を尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行うこととなります。

なお、平成 31 年 4 月 1 日からは滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報審議会に諮問することとなります。

オ 罰則（第 53 条～第 57 条）

条例の実効性を担保するために、実施機関の職員や受託業務等の従事者等が、不正に保有個人情報の提供等をした場合は処罰されます。

(3) 事業者の保有する個人情報の保護

苦情相談の処理（第 49 条）

知事等は、事業者の行う個人情報の取り扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとします。

Ⅱ 個人情報保護条例の運用状況

1 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、個人情報を取り扱う事務については、その事務の目的、取り扱う個人情報の態様等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成しています。

個人情報取扱事務は、その内容により、全庁共通事務、地方機関共通事務、固有事務の3つに区分されています。

平成30年度末現在の登録件数は1,578件となっており、個人事務取扱事務登録簿は、県民情報室および各合同庁舎の行政情報コーナーで閲覧することができます。

表1 個人情報取扱事務の登録件数

実施機関	件数	実施機関	件数
知事		議会	6
総合政策部	(65)	教育委員会	152
総務部	(81)	選挙管理委員会	6
県民生活部	(111)	人事委員会	1
琵琶湖環境部	(153)	監査委員	1
健康医療福祉部	(384)	公安委員会	2
商工観光労働部	(144)	警察本部長	142
農政水産部	(159)	労働委員会	7
土木交通部	(121)	収用委員会	2
会計管理局	(3)	海区漁業調整委員会	4
		内水面漁場管理委員会	3
		公営企業管理者	2
		病院事業管理者	22
		県立大学	7
計	1,221	計	357
合 計			1,578

2 保有個人情報の開示請求

(1) 開示請求の処理状況

何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求（以下「開示請求」という。）することができます。

平成30年度は、前年度に比して135件増加し、443件の請求がありました。

表 2 - 1 開示請求の件数および開示決定等の処理状況

実施機関		請求		処理状況					合計
		請求 件数	取下げ 件数	開示	一部 開示	不開示			
						(非開示 情報)	(不存 在)	(その他)	
知事		27	0	14	12	0	1	0	27
決定 件数	総合政策部	/	/	0	0	0	0	0	0
	総務部			0	0	0	0	0	0
	県民生活部			0	0	0	0	0	0
	琵琶湖環境部			0	1	0	0	0	0
	健康医療福祉部			14	11	0	1	0	0
	商工観光労働部			0	0	0	0	0	0
	農政水産部			0	0	0	0	0	0
	土木交通部			0	0	0	0	0	0
	会計管理局			0	0	0	0	0	0
	小計					14	12	0	1
議会		0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		322	0	4	318	0	0	0	322
決定 件数	事務局	/	/	4	0	0	0	0	4
	県立学校			0	318	0	0	0	318
	小計			4	318	0	0	0	322
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長		46	0	0	42	0	2	2	46
決定 件数	警務部	/	/	0	19	0	0	1	20
	生活安全部			0	8	0	2	0	10
	刑事部			0	13	0	0	0	13
	交通部			0	2	0	0	1	3
	小計			0	42	0	2	2	46
労働委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者		0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者		48	0	29	15	0	4	0	48
県立大学		0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	処理件数*	443	0	47	387	0	7	2	443
	決定件数	443	0	47	387	0	7	2	443

注 1 「取下げ件数」は、「請求件数」の内数です。

2 「(非開示情報)」は、条例第 15 条各号の非公開情報であることを理由に公文書の全部が非開示となった件数です。条例第 18 条に基づく存否応答拒否を含みます。

3 「(不存在)」は、公文書が存在しないことを理由に非開示となった件数です。

4 「(その他)」は、開示請求に形式上の不備がある場合で、補正に応じなかったことを理由に非開示となったもの等です。

5 開示率は、(開示+一部開示)÷(開示件数-取下・不存在・その他)×100 により算出しています。

※ 処理件数(請求件数-取下げ件数)と決定件数

本県では、1 件の請求が複数の主務課所にわたるものである場合、原則として主務課所ごとに決定を行っています。そのため、処理件数よりも決定件数が多くなる場合があります。

請求件数に対応する処理件数(1 の請求に対する処理を 1 件と数えた件数)を各実施機関の最上段の行に記載しており、決定単位の内訳をその下に記載しています。(例: 1 件の請求が複数の主務課所にわたるもので、A 課が開示決定、B 課が非開示決定を行っている場合、「処理状況(請求単位)」は請求単位でまとめ、一部開示 1 件としています。)

表 2—2 開示請求に対する知事部局決定件数

所 属	件 数
琵琶湖環境部 計	1
森林整備事務所〈1〉	1
健康医療福祉部 計	26
医療政策課	1
医療福祉推進課	1
障害福祉課	1
薬務感染症対策課	1
健康福祉事務所〈3〉	4
子ども・家庭相談センター〈2〉	7
精神保健福祉センター	11

地域ごとに同種の地方機関がある場合は合計を記載しています。〈〉内は決定をした事務所の数です。

表 2—3 開示請求に対する教育委員会決定等件数

所 属	件 数
教職員課	4
県立学校	318

表 2—4 開示請求に対する警察本部決定等件数

所 属	件数	所 属	件数
警務部 計	20	刑事部 計	13
警察県民センター	19	捜査第一課	13
会計課	1	交通部 計	3
生活安全部 計	10	交通指導課	3
生活安全企画課	2		
地域課	3		
通信指令課	5		

表 2—5 開示請求に対する病院事業庁決定件数

所 属	件 数
経営管理課	2
総合病院	30
小児保健医療センター	5
精神医療センター	11

(2) 不開示理由の内訳

一部開示決定や不開示決定の不開示理由（不存在・その他を除く。）は、「開示請求者以外の個人に関する情報」が最も多く、次いで「事務事業支障情報」となっており、これら2つが不開示理由の大半（88.8%）を占めています。

表3 不開示理由の内訳

不開示理由	件数	適用率(%)
生命等を害するおそれがある情報 (条例第15条第1号該当)	2	0.4%
開示請求者以外の個人に関する情報(条例第15条第2号該当)	382	78.3%
法人等に関する情報 (条例第15条第3号該当)	5	1.0%
公共安全支障情報 (条例第15条第4号該当)	44	9.0%
法令秘情報 (条例第15条第5号該当)	4	0.8%
審議、検討または協議情報 (条例第15条第6号該当)	0	0%
事務事業支障情報 (条例第15条第7号該当)	51	10.5%
合 計	488	

注1 不存在の場合や1件の決定で複数の不開示理由が適用されているものがあるため、一部開示決定または不開示決定の処理件数とは一致しません。

2 「適用率(%)」の合計は、小数点以下の処理の関係で100%にならない場合があります。

(3) 口頭による開示請求(簡易開示)

実施機関があらかじめ定めた試験の得点などの個人情報、口頭による開示(以下「簡易開示」という。)の請求により、その場で閲覧することができます。

平成30年度の請求件数は、前年に比して1,124件増加し、6,104件ありました。運転免許試験関係の開示件数が5,394件と全体の約90%を占め、その他では県職員採用試験関係308件、滋賀県立大学入学者試験関係77件が主なものとなっています。

表4 簡易開示の請求(開示)件数

実施機関	件数	所属	件数
知事	86	労働委員会	—
議会	—	収用委員会	—
教育委員会	—	海区漁業調整委員会	—
選挙管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	—
人事委員会	308	公営企業管理者	—
監査委員	—	病院事業庁	—
公安委員会	—	県立大学	78
警察本部長	5,632	合 計	6,104

注「—」は、口頭による開示対象事務がないことを示します。

3 保有個人情報の訂正請求

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないとき、実施機関に対し、その訂正(追加または削除を含む。)の請求をすることができます。

平成30年度は、請求がありませんでした。

4 保有個人情報の利用停止請求

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が条例に違反して保有、取得、利用または提供されているとき、実施機関に対し、その利用の停止、消去または提供の停止を請求することができます。平成30年度は、請求がありませんでした。

5 審査請求、個人情報保護審議会の審議および実施機関の処理の状況

<滋賀県個人情報保護審議会の概要>

滋賀県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、学識経験者等7人以内の委員で構成されています。審議会は、実施機関から諮問された事項の審議、個人情報保護制度の運営および改善に関する事項についての建議ならびに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による意見の聴取に係る事項の調査審議を行うこととなっています。

また、平成14年8月5日から住民基本台帳法第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会を兼ねています。

表5 審査請求（不服申立て）の処理状況

5-1 行政不服審査法に基づく審査請求、実施機関の処理の状況 (単位：件)

審査請求係属件数			申立 取下げ	実施機関の処理							
内 訳		未諮問		審議会 諮問中	答申後 未処理	審査請求に対する裁決 (不服申立てに対する決定・裁決)					
前年度 からの 繰越	30年度 新規審査 請求					内 訳					
						認容	一部 認容	棄却	却下		
1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0

5-2 審議会の審議の状況

(単位：件)

諮問係属件数			諮問 取下げ	審議会の処理					
内 訳		審議中		答 申					
前年度 からの 繰越	30年度 新規諮問			内 訳					
				原処分 妥当	一部 取消	取消	却下		
0	0	0	0	0	0	0	0		

表6 審議会委員名簿

(平成31年3月末在)

区 分	氏 名	現 職 等
会 長	松本 哲治	同志社大学大学院司法研究科教授
会長職務代理者	佐々木 健	京都大学大学院法学研究科教授
委 員	中 睦	弁護士
委 員	久末 弥生	大阪市立大学大学院都市経営研究科教授
委 員	漣 藤寿	元滋賀県総務部長
委 員	山仲 幸	元滋賀県総合教育センター所長
委 員	毛利 公一	立命館大学情報理工学部教授

五十音順、敬称略

表7 審議会の開催状況

回	開催日	審 議 事 項
第122回	平成30年7月24日	平成29年度滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について、特定個人情報保護評価第三者点検実施後の状況報告について
第123回	平成30年10月22日	滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について
第124回	平成30年11月26日	特定個人情報保護評価書の修正に係る第三者点検について
第125回	平成31年1月16日	滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の施行に伴う滋賀県個人情報保護条例の改正案について
第126回	平成31年3月13日	特定個人情報保護評価第三者点検実施後の状況報告について

6 実施機関に関する苦情処理

県の機関（実施機関）は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、適切かつ迅速に処理することとなっています。

平成30年度における苦情処理件数は、1件でした。

○ 苦情の内容

- ・相手方に個人情報が含まれる書類を送付する際は申出者の同意を得てから送付することとなっていたのに、その同意がないまま相手方に個人情報が含まれる書類が送付されたことから、相手方に書類を返却してもらいたいとの申出 1件

7 事業者に関する苦情相談

知事は、事業者の行う個人情報の取扱いに関し苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めることとなっています。

平成30年度における苦情相談件数は、0件でした。

資 料

[資料 1] 個人情報保護制度施行 24 年間の推移（平成 7 年度～平成 30 年度）

1 各請求の処理状況

表 1-1 保有個人情報開示請求および簡易開示の処理状況（平成 7 年度～平成 30 年度）
（単位：件）

年 度	請求 件数	取下 げ	処 理 状 況					簡 易 開 示 請求(開示) 件 数	
			開 示	一 部 開 示	不 開 示				合 計
					(不開示情報)	(不存在)	(その他)		
平成 7 年度	3	0	3	0	0	0	0	3	221
平成 8 年度	4	0	4	0	0	0	0	4	514
平成 9 年度	4	0	2	0	1	1	0	4	616
平成 10 年度	17	0	16	1	0	0	0	17	551
平成 11 年度	15	0	12	3	0	0	0	15	699
平成 12 年度	7	1	3	3	0	0	0	6	656
平成 13 年度	8	1	4	3	0	0	0	7	581
平成 14 年度	15	0	11	3	0	1	0	15	726
平成 15 年度	16	0	11	3	2	0	0	16	677
平成 16 年度	17	0	13	3	0	0	1	17	294
平成 17 年度	26	0	14	11	0	1	0	26	360
平成 18 年度	45	0	27	18	0	0	0	45	639
平成 19 年度	43	2	30	9	2	0	0	41	766
平成 20 年度	44	1	21	22	0	0	0	43	722
平成 21 年度	64	4	20	37	1	2	0	60	668
平成 22 年度	63	0	25	34	1	3	0	63	892
平成 23 年度	81	5	51	24	0	1	0	76	892
平成 24 年度	116	4	72	38	0	2	0	112	4,749
平成 25 年度	138	3	41	74	0	20	0	135	4,790
平成 26 年度	150	0	51	87	2	9	1	150	4,542
平成 27 年度	234	1	95	104	2	32	0	233	4,330
平成 28 年度	351	43	67	230	0	11	0	308	4,858
平成 29 年度	308	4	47	242	0	3	0	304	4,980
平成 30 年度	443	0	47	387	0	7	2	443	6,104

表 1-2 保有個人情報訂正請求の処理状況（平成 7 年度～平成 30 年度）

（単位：件）

年 度	請求 件数	取下 げ	処 理 状 況				
			訂 正	一部訂正	不訂正	その他	未決定
平成 7 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 8 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 9 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 10 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 11 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 12 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 13 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 14 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 15 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 16 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 17 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 18 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 19 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 20 年度	1	0	0	1	0	0	0
平成 21 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 22 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 23 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 24 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 25 年度	1	0	1	0	0	0	0
平成 26 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	1	0	1	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 30 年度	0	0	0	0	0	0	0

表 1-3 保有個人情報利用停止請求の処理状況（平成 17 年度～平成 30 年度）
 （単位：件）

年 度	請求 件数	取下 げ	処 理 状 況			
			利用停止	一部利用停止	利用不停止	その他
平成 17 年度	0	0	0	0	0	0
平成 18 年度	0	0	0	0	0	0
平成 19 年度	0	0	0	0	0	0
平成 20 年度	0	0	0	0	0	0
平成 21 年度	0	0	0	0	0	0
平成 22 年度	0	0	0	0	0	0
平成 23 年度	0	0	0	0	0	0
平成 24 年度	0	0	0	0	0	0
平成 25 年度	0	0	0	0	0	0
平成 26 年度	0	0	0	0	0	0
平成 27 年度	1	0	0	0	1	0
平成 28 年度	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0	0	0
平成 30 年度	0	0	0	0	0	0

2 審査請求（不服申立て）の実施機関の処理状況

（単位：件）

	申立ての状況			審議会での審議の状況											裁決・決定の状況					
	不服申立て件数		諮問前取下げ件数	未諮問件数	諮問件数	答申等の状況							審査請求取下げ	決定・裁決件数	内訳			答申後未処理		
						前年度からの継続件数	新規諮問件数	諮問取下げ件数	審査請求取下げ件	答申件数	内訳									
	取消し	一部取消し	棄却・原処分妥当	却下	審議中・未審議件数						認容	一部認容	棄却	却下・その他						
H10	1		1		1		1			1			1			1			1	
H11	1		1		1		1			1			1							1
H12	1	1													1			1		
H13																				
H14	1		1		1															
H15	1	1		1																
H16																				
H17																				
H18																				
H19	1		1		1		1			1	1									1
H20	2	1	1		1		1						1		1		1			
H21	5	1	4		3	2	1	1		2		1	1		2		1	1		
H22	6	3	3		6		6			4		4		2						4
H23	7	6	1		3	2	1			2		2		1		6		6		
H24	2	1	1		2	1	1			1		1		1		1		1		
H25	11	1	10		7	1	6	1	1	1			1	5		5			1	4
H26	12	5	7		12	5	7	6	6	2	1	1		4		1		1		1
H27	15	5	10		13	4	9			1		1		12		3	1	1		1
H28	17	12	5	1	15	12	3	6		7	3	4		2		14	3	4		7
H29	4	2	2		4	2	2			4		2	2			4	2	2		
H30	1		1		1															

[資料2] 簡易開示（口頭による開示請求）を行うことができる個人情報（平成30年度）

口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	件数
試験等の名称	開示する内容			
狩猟免許試験	知識試験および技能試験の得点	合格発表の日から1箇月間	琵琶湖環境部 自然環境保全課	5
毒物劇物取扱者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	健康医療福祉部 薬務感染症対策課	0
登録販売者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	健康医療福祉部 薬務感染症対策課	13
ふぐ調理師試験	学科試験の科目別得点および実技試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	健康医療福祉部 生活衛生課	4
クリーニング師試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	健康医療福祉部 生活衛生課	4
総合保健専門学校一般入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	総合保健専門学校	4
総合保健専門学校推薦入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	総合保健専門学校	0
総合保健専門学校社会人入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	総合保健専門学校	10
看護専門学校一般入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	看護専門学校	3
看護専門学校推薦入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	看護専門学校	11
看護専門学校社会人入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	看護専門学校	9
介護支援専門員実務研修受講試験	総合正解数および各分野別正解数	合格発表の日から1箇月間	健康医療福祉部 医療福祉推進課	2
採石業務管理者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	商工観光労働部 モノづくり振興課	0
砂利採取業務主任者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	商工観光労働部 モノづくり振興課	0
技能検定試験	科目別得点	合格発表の日から1箇月間	商工観光労働部 労働雇用政策課	20
職業訓練指導員試験	科目別得点	合格発表の日から1箇月間	商工観光労働部 労働雇用政策課	0

口頭により開示請求を行うことができる個人情報 の項目		口頭により開示請 求を行うことがで きる期間	口頭により開示 請求を行うこと ができる場所	件数
試験等の名称	開示する内容			
高等技術専門校 普通職業訓練短 期課程(新規中学 校卒業者対象)入 校選考試験	総合得点	合格発表の日 から1箇月間	滋賀県立高等技術 専門校	0
高等技術専門校 普通職業訓練普 通課程(高等学校 卒業者等を対象 とする課程)推薦 入校選考試験	自動車整備科にあつては、筆記試 験の科目別得点および総合得点 生産システム制御科およびコンピ ュータ制御科にあつては、総合得 点	合格発表の日 から1箇月間	受験した滋賀県立高等技術 専門校の校舎	0
高等技術専門校 普通職業訓練普 通課程(高等学校 卒業者等を対象 とする課程)一般 入校選考試験	自動車整備科にあつては、筆記試 験の科目別得点および総合得点 生産システム制御科およびコンピ ュータ制御科にあつては、総合得 点	合格発表の日 から1箇月間	受験した滋賀県立高等技術 専門校の校舎	1
高等技術専門校 普通職業訓練短 期課程(知的障害 者を対象とする 課程)入校選考試 験	基礎学力試験の科目別得点および 総合得点	合格発表の日 から1箇月間	滋賀県立高等技術 専門校草津校舎	0
高等技術専門校 普通職業訓練短 期課程(デュアル システムによる 課程)入校選考試 験	総合得点	合格発表の日 から1箇月間	滋賀県立高等技術 専門校米原校舎	0
農業大学校入学 試験	小論文を除く筆記試験の科目別得 点	合格発表の日 から1箇月間	農業技術振興センター農業 大学校	0
二級建築士試験	学科試験の科目別得点および設計 製図試験の採点結果の区分(ラン ク)	合格発表の日 から1箇月間	土木交通部 建築課	0
木造建築士試験	学科試験の科目別得点および設計 製図試験の採点結果の区分(ラン ク)	合格発表の日 から1箇月間	土木交通部 建築課	0

口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	件数
試験等の名称	開示する内容			
滋賀県公立学校 教員採用選考試験	第一次試験および第二次試験の区分ごとの得点および総合順位	第二次試験の選考結果発表の翌日から1箇月間	教育委員会事務局 教職員課	—
滋賀県職員採用 上級試験 (大学卒業程度) (経験者採用を除く。)	第一次試験の合計得点および順位ならびに教養試験および専門試験の各正答数	第一次試験合格発表の日から1箇月間	人事委員会事務局	165
	第一次試験の合計得点と第二次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第二次試験合格発表の日から1箇月間		88
滋賀県職員採用 上級試験 (大学卒業程度) (経験者採用)	第一次試験の合計得点および順位ならびに教養試験または職務基礎力試験の正答数および専門試験の得点	第一次試験合格発表の日から1箇月間	人事委員会事務局	34
	第一次試験の合計得点と第二次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第二次試験合格発表の日から1箇月間		6
滋賀県職員採用 初級試験 (高校卒業程度)	第一次試験の合計得点および順位ならびに教養試験および専門試験の各正答数	第一次試験合格発表の日から1箇月間	人事委員会事務局	3
	第一次試験の合計得点と第二次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第二次試験合格発表の日から1箇月間		5
滋賀県職員採用 試験 (身体障害者を対象とした採用試験)	教養試験の得点、順位および正答数	教養試験を実施した日の翌日から1箇月間	人事委員会事務局	0
	教養試験の得点と作文試験の得点と口述試験の得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	合格発表の日から1箇月間		0

口頭により開示請求を行うことができる個人情報 の項目		口頭により開示請 求を行うことがで きる期間	口頭により開示 請求を行うこと ができる場所	件数
試験等の名称	開示する内容			
滋賀県市町立 小・中学校事務職 員採用試験(高校 卒業程度)	第一次試験の合計得点、順位および正答数	第一次試験合格発表の日から1箇月間	人事委員会事務局	2
	第一次試験の合計得点と第二次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第二次試験合格発表の日から1箇月間		5
滋賀県市町立 小・中学校事務職 員採用試験(身体 障害者を対象と した採用試験)	教養試験の得点、順位および正答数	教養試験を実施した日の翌日から1箇月間	人事委員会事務局	0
	教養試験の得点と作文試験の得点と口述試験の得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	合格発表の日から1箇月間		0
滋賀県警察官採 用試験	第一次試験(教養試験および専門試験)の得点および順位	第一次試験(教養試験および専門試験)の合格発表の日から1箇月間	滋賀県警察本部 警務部警務課	74
	第一次試験(教養試験および専門試験)の得点および第二次試験(作文試験、身体検査、身体精密検査、適性検査および体力試験)の得点を合算して得た総合得点ならびに総合得点による順位	第二次試験(作文試験、身体検査、身体精密検査、適性検査および体力試験)の合格発表の日から1箇月間		
	第一次試験(教養試験および専門試験)の得点、第二次試験(作文試験、身体検査、身体精密検査、適性検査および体力試験)の得点および第二次試験(口述試験)の得点を合算して得た総合得点ならびに総合得点による順位	第二次試験(口述試験)の合格発表の日から1箇月間		

口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	件数
試験等の名称	開示する内容			
警備員指導教育責任者講習修了 検査	修了検査の得点	合格発表の日 から1箇月間	検査実施当日は検査実施場 所、検査実施日の翌日からは 滋賀県警察本部生活安全部 生活安全企画課	64
機械警備業務管 理者講習修了考 査	修了検査の得点	合格発表の日 から1箇月間	検査実施当日は検査実施場 所、検査実施日の翌日からは 滋賀県警察本部生活安全部 生活安全企画課	—
警備員等の検定	学科試験の得点	合格発表の日 から1箇月間	検定実施当日は検定実施場 所、検定実施日の翌日からは 滋賀県警察本部生活安全部 生活安全企画課	18
	実技試験の得点	合格発表の日 から1箇月間		1
猟銃等初心者講 習会検査	筆記による検査の得点	合格発表の日 から1箇月間	検査実施当日は検査実施場 所、検査実施日の翌日からは 滋賀県警察本部生活安全部 生活安全企画課	75
年少射撃資格講 習会検査	筆記による検査の得点	合格発表の日 から1箇月間	滋賀県警察本部生活安全部 生活安全企画課	5
駐車監視員資格 者講習修了検査	資格者講習修了検査の得点	合格発表の日 から1箇月間	検査実施当日は検査実施場 所、検査実施日の翌日からは 滋賀県警察本部交通部交通 指導課	1
駐車監視員資格 者認定検査	資格者認定検査の得点	合格発表の日 から1箇月間		—
運転免許試験	学科試験の得点	合格発表の日 から1箇月間	滋賀県警察本部交通部運転 免許課または運転免許課米 原分室。ただし、原付試験に ついては、試験実施当日は試 験実施場所、試験実施日の翌 日からは滋賀県警察本部交 通部運転免許課	5,160
	技能試験の得点	合格発表の日 から1箇月間		166
	知識確認審査の得点	審査の結果発表の 日から1箇月間		66
	技能確認審査の得点	審査の結果発表の 日から1箇月間	滋賀県警察本部 交通部運転免許課	2

口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	件数
試験等の名称	開示する内容			
技能検定員審査	審査細目ごとの得点	審査結果の通知の日から1箇月間	滋賀県警察本部 交通部運転免許課	—
教習指導員審査	審査細目ごとの得点	審査結果の通知の日から1箇月間		—
停止処分者講習の考査	考査の得点	考査の結果発表の日から1箇月間		—
滋賀県立大学入学者推薦入学試験	試験結果に係る総合順位	合格発表の日から1箇月間	公立大学法人 滋賀県立大学	37
滋賀県立大学入学者一般選抜試験	試験結果に係る総合得点および順位	合格発表の日から1週間		40
公立大学法人滋賀県立大学職員採用試験(第1次試験)	第1次試験の合計得点および順位	第1次試験合格者発表の日から1箇月間	公立大学法人 滋賀県立大学	0
公立大学法人滋賀県立大学職員採用試験(第2次試験)	第1次試験と第2次試験とを合わせた総合得点および総合順位	最終合格者発表の日から1箇月間		1

滋賀県の情報公開・個人情報保護

平成30年度運用状況報告書

発行 令和元年11月

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-3121・3122

FAX 077-528-4813

E-mail kenmin-j@pref.shiga.lg.jp